

○姫路市宿泊型児童館条例施行規則

平成3年10月2日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市宿泊型児童館条例（平成3年姫路市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により、占用施設の使用許可を受けようとする者は、占用使用許可申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難なときは、あらかじめ電話等により申請することができる。

(使用許可の申請時期)

第3条 前条に定める申請は、別表第1に定める予約開始日以降受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可書等の交付等)

第4条 市長は、占用施設の使用を許可したときは、占用使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 占用施設の使用許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、姫路市宿泊型児童館（以下「宿泊児童館」という。）の係員から要求があったときは、直ちに許可書を提示しなければならない。

(使用期間)

第5条 占用施設の使用期間は、引き続き4日を超えて使用することはできない。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(使用時間の延長)

第6条 占用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間を超過し、又は時間を早めに使用する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用中止届)

第7条 占用者は、占用施設の使用を中止しようとするときは、占用使用中止届に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(備品使用料)

第7条の2 条例第12条第2項の規則で定める備品の使用料（以下「備品使用料」という。）は、別表第2に定める額とする。

(特別観測券の発行)

第7条の3 条例第12条第1項の規定により観測利用料を納付した者に対しては、納付と同時に特別観測券を発行するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不適当と認められるとき 既納の使用料の全額
- (2) 公用、保安又は管理上の都合により使用を中止したとき 既納の使用料の全額
- (3) 占用者から次に掲げる期日までに使用中止届があった場合において、市長がやむを得ない理由があると認めたとき

ア 使用期日前2日までの場合 既納の宿泊料、占用使用料、備品使用料（以下この号において「使用料」という。）の全額

イ 使用期日前日までの場合 既納の使用料の5割に相当する額

ウ 使用期日当日の場合 既納の使用料の2割に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(解約料)

第9条 市長は、条例第14条に規定する解約料を、次の各号に定めるところにより、徴収することができる。ただし、使用期日前2日までに使用を取り止めた場合及び相当の理由があると認められるときは、この限りではない。

- (1) 使用期日前日までに使用を取り止めた場合 宿泊料の5割に相当する額
- (2) 使用期日の当日に使用を取り止めた場合 宿泊料の8割に相当する額

(宿泊料の減免)

第10条 条例第15条の規定による宿泊料の減額及び免除は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（以下「学校等」という。）が学校行事として使用するとき又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）が施設行事として使用するとき 1人1泊につき3割に相当する額

(2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の所有者又は満 6 5 歳以上の者が使用するとき 該当者 1 人 1 泊につき 5 0 0 円の減額

(3) 1 5 人以上の団体が使用するとき 1 人 1 泊につき 3 0 0 円の減額

(4) 本市が使用するとき又はその他市長が特に必要と認めるとき 市長が認定する額

2 前項各号に定める減額の事由が重複する場合は、最も減額の多い事由のみを適用するものとする。

(占有使用料等の減免)

第 1 1 条 条例第 1 5 条の規定による占有使用料及び備品使用料（以下「占有使用料等」という。）の減額及び免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公益上有益と認めて市が使用者と共同して使用するとき 占有使用料等の 2 割に相当する額

(2) 地域組織活動クラブ（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 0 条に規定する市内の児童厚生施設を拠点として児童の健全な育成に寄与する活動を行う自主的な団体で、市長が別に定める要件に該当するものをいう。）が使用するとき 免除

(3) 本市が使用するとき、又は市長が特に必要と認めるとき 市長が認定する額

2 前条第 1 項第 1 号の規定は、前項の規定による占有使用料等の減額について準用する。

3 前条及び前 2 項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書の該当欄にその旨を記載するとともに、該当理由を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(観測利用料の減免)

第 1 1 条の 2 条例第 1 5 条の規定による観測利用料の減額及び免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の所有者又は満 6 5 歳以上の者が使用するとき 観測利用料の 3 割に相当する額

(2) 本市が使用するとき又はその他市長が特に必要と認めるとき 市長が認定する額

2 第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定は、前項の規定による観測利用料の減額について準用する。

3 第 1 項第 1 号の規定により減額又は免除を受けようとする者は、当該事由を証する手帳等を提示し、同項第 2 号及び前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、該当理由を証する書面を添え、観測利用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(読替え等)

第 12 条 宿泊児童館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第 2 条から第 7 条まで中「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、第 8 条第 1 項中「第 13 条ただし書」とあるのは、「第 26 条第 5 項」と、「使用料」とあるのは、「利用料金」と、「（以下）」とあるのは、「に相当する利用料金（以下）」と、第 8 条第 2 項中「使用料」とあるのは、「利用料金」と、「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、条例第 26 条第 5 項に規定する市長が別に定める場合は、第 8 条第 1 項各号に掲げる場合とする。

（指定管理者の申請）

第 13 条 条例第 20 条第 1 項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（指定管理者との協定の締結）

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、宿泊児童館の管理に関し必要な事項

（事業報告書）

第 15 条 条例第 24 条の規定による事業報告書は、毎年度終了後（年度途中において指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日以後）45 日以内に以下の事項を記載して提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 宿泊児童館の宿泊者の利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必

要と認める事項

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、様式及び宿泊児童館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成3年11月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第1の規定は、市長が告示で定める日から施行する。

(平成4年4月17日告示第86号で平成4年5月1日から施行)

附 則 (平成6年6月10日規則第26号)

この規則は、平成6年12月1日から施行する。

附 則 (平成8年7月5日規則第63号)

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月12日規則第16号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の姫路市宿泊型児童館条例施行規則第9条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった使用許可に係る使用料の還付について適用し、同日前に申請のあった使用許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年2月1日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月27日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条を第17条とし、第11条の次に5条を加える改正規定(第12条、第15条及び第16条に係る部分に限る。)は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月24日規則第45号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月19日規則第59号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年１２月２６日規則第６０号）

（施行期日）

- １ この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく使用許可に係る使用料、占用使用料又は特別展示室使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づく使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

占用者の区分	予約開始日	
市が主催する事業又は市が共催する児童健全育成事業を実施する者	使用日の属する月の１２箇月前の月の初日から	
学校行事として使用する学校等又は施設行事として使用する児童福祉施設	使用日が休前日及び繁忙期でない場合	使用日の属する月の１２箇月前の月の初日から
	使用日が休前日又は繁忙期である場合	使用日の属する月の６箇月前の月の初日から
幼児等を同伴する者又は市が認めた児童健全育成事業に参加する者	使用日の属する月の６箇月前の月の初日から	
上記に定める以外の者	使用日の属する月の１箇月前の月の初日から	

備考

- １ 休前日とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の前日及び土曜日をいう。
- ２ 繁忙期とは、４月２９日から５月５日まで及び７月２０日から８月３１日までの日をいう。

別表第２（第７条の２関係）

備品	単位	備品使用料（１時間につき）
デジタルプロジェクター	１台	円 ３００
モニター	１台	３００

モバイル書画カメラ	1 台	3 0 0
-----------	-----	-------